

株 主 各 位

(証券コード 2901)

2022年6月13日

東京都千代田区飯田橋一丁目4番1号  
石垣食品株式会社  
代表取締役社長 小西 一幸

## 第65期定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第65期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご案内申しあげます。

なお、新型コロナウイルスの感染状況を受けて、本年は当日のご来場を見合わせ、書面にて議決権を行使することをご推奨申しあげます。お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討下さいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年6月28日（火曜日）午後5時までに到着するようご返送下さいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月29日（水曜日）午前10時  
（受付開始は午前9時30分を予定しております。）
2. 場 所 東京都千代田区九段北一丁目8番10号  
ベルサール九段（住友不動産九段ビル）4階 R o o m 4
3. 目的事項  
報告事項 1. 第65期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件  
2. 第65期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件  
決議事項 第1号議案 定款一部変更の件  
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）7名選任の件  
第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件  
第4号議案 会計監査人選任の件

以 上

- 
- ◎ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さい。また議事資料として、この「招集ご通知」をお持ち下さいますようお願い申しあげます。
- ◎株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合、及び感染症の対応のため株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、直ちに当社ホームページ（<http://www.ishigakifoods.co.jp>）に内容を開示いたします。
- ◎感染症の対応のため、株主総会の議事は例年より時間を短縮して行う予定です。
- ◎総会ご出席者へのおみやげはご用意しておりませんので、ご了承下さい。

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条（目的）に事業目的を追加し、また、「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する株主総会資料の電子提供制度の施行日が2022年9月1日とされたことに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨及び書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定することができる旨の規定を設けるものであります。

また、現行の株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定は不要となるため、これを削除するとともに、これらの変更に伴う効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります（下線は変更箇所を示します。）。

現行定款	変更案
(目的) 第2条 当会社は下記の事業を営むことを目的とする。	(目的) 第2条 当会社は下記の事業を営む会社及びこれに相当する事業を営む外国会社の株式を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。
(1) 食料品及びその他物品の輸出入及び販売並びに仲介 (2) 食料品の製造並びに委託加工	(1) 食料品、飲料及び酒類の販売並びに仲介 (2) 食料品、飲料及び酒類の製造並びに委託加工
< 新 設 >	(12) インターネット等デジタルネットワークを利用した広告、マーケティング、プロモーション、パブリックリレーションズ活動の企画、運営販売及びコンサルティング
(12) エネルギーに関する製品及びサービスの企画、開発、製造、販売、輸出入、リサイクル、資源の再利用及びそれらに関するコンサルティング	(13) エネルギーに関する製品及びサービスの企画、開発、製造、販売、輸出入、リサイクル、資源の再利用及びそれらに関するコンサルティング

現行定款	変更案
< 新設 >	(14) <u>M &amp; Aに関する仲介、あっせん、コンサルティング及びアドバイザー業務並びに投資事業</u>
< 新設 >	(15) <u>人材の育成、教育及び能力開発に関するコンサルティング事業</u>
< 新設 >	(16) <u>人材の育成、教育及び能力開発に関するメディアの運営事業</u>
< 新設 >	(17) <u>人材の採用及び紹介に関する事業</u>
< 新設 >	(18) <u>マーケティング及び営業に関するコンサルティング事業</u>
< 新設 >	(19) <u>サプリメント、機能性表示食品、栄養機能食品及び特定保健用食品の企画、製造及び販売</u>
< 新設 >	(20) <u>化粧品、医薬品、医薬部外品の製造及び販売</u>
< 新設 >	(21) <u>眼鏡、コンタクトレンズ、光学機器の研究開発、製造、加工、修理、品質検査及び販売</u>
< 新設 >	(22) <u>美容、健康及び医療その他に関するマーケット・リサーチ及び情報提供サービス業</u>
< 新設 >	(23) <u>古物売買事業、古物競りあっせん業、及びインターネットオークション事業</u>
< 新設 >	(24) <u>古物市場の運営及びオークションの主催</u>
< 新設 >	(25) <u>前各号に関する一切の商品の輸出入業務</u>
(13) <u>前各号に附帯する事業</u> < 新設 >	(26) <u>前各号に附帯する事業</u> 2 <u>当社は、前項各号及び前項各号に附帯する業務を営むことができる。</u>

現行定款	変更案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p style="text-align: center;">&lt; 新設 &gt;</p> <p style="text-align: center;">&lt; 新設 &gt;</p>	<p style="text-align: center;">&lt; 削除 &gt;</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日まで书面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>(附則)</p> <p>1. 変更前定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び変更後定款第15条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日(以下「施行日」という。)から効力を生ずるものとする。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第15条はなお効力を有する。</p> <p>3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

## 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）7名選任の件

本總會終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（6名）は任期満了となりますので、経営体制の一層の強化を図るため取締役1名を増員することとし、取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	石垣裕義 (1961年12月12日生)	1985年4月 当社入社 1989年11月 当社営業部長就任 1990年6月 当社取締役就任 1992年6月 当社常務取締役就任 1998年6月 当社代表取締役社長就任 2005年7月 ウェイハン石垣食品有限公司 董事長就任（現任） 2017年10月 株式会社新日本機能食品 取締役就任（現任） 2020年6月 当社代表取締役会長就任（現任）	696,500株
2	小西一幸 (1975年2月7日生)	1997年4月 当社入社 2017年9月 ブックオフコーポレーション株式会社入社 2018年10月 当社経理総務部長就任 2019年6月 当社取締役就任 2020年6月 当社代表取締役社長就任（現任） 2020年6月 株式会社新日本機能食品 代表取締役副社長就任（現任）	1,000株
3	辛澤 (1965年3月21日生)	2013年6月 香港 BMI Hospitality Services Limited (現・GX PARTNERS CO., LIMITED) 董事就任（現任） 2015年11月 株式会社ランニング設立 代表取締役就任（現任） 2021年6月 当社取締役就任（現任）	4,369,000株
4	佐々木智雄 (1958年8月10日生)	1981年4月 石狩水産入社 1992年4月 石狩水産取締役就任 2001年1月 大連石狩水産総経理就任 2010年10月 株式会社東京エーワン顧問就任（現任）	—

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
5	張家濱 (1975年9月3日生)	2006年4月 紅城・新世界商業管理有限公司 副総経理就任 2007年5月 貴州安順恒偉房地產開發有限公司 副総経理就任 2007年6月 安順恒偉商業管理有限公司 総経理就任 2010年8月 九江禧徕樂國際商業中心商業管理有限公司 副総経理就任 2011年2月 北京宝利世紀商業管理有限公司 副総経理就任 2013年10月 卓爾發展(天津)有限公司 招商・運営総監就任 2016年8月 山西田森集團 招商運営総監兼平遙田森彙項目総経理就任 2017年12月 奧特萊斯(國際)投資有限公司 副総経理就任(現任) 2020年7月 曆峰・奧特萊斯(天津)品牌管理有限公司 総経理就任(現任)	—
6	漆沢祐樹 (1988年1月13日生)	2008年8月 株式会社SAVER 取締役就任 2021年3月 株式会社パーソナルナビHD 代表取締役就任(現任)	—
7	海野翼 (1987年1月20日生)	2008年4月 株式会社オートボックスセブン入社 2018年8月 株式会社i3 experience 代表取締役就任(現任)	—

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、張家濱氏、漆沢祐樹氏及び海野翼氏の選任が承認された場合、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める金額であります。
3. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる、役員等としての職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによつて生ずる株主代表訴訟、会社訴訟、第三者訴訟などに係る法律上の損害賠償金、争訟費用等の損害を填補することとしております。ただし、故意又は重過失に起因する損害賠償請求は、填補されません。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
4. 候補者張家濱氏、漆沢祐樹氏及び海野翼氏は、社外取締役候補者であります。
5. 候補者張家濱氏は、中国で小売業の総経理を務めるなど、中国の市場や販売について、豊富な経験と幅広い知見を有しておられることを当社の経営に活かして頂きたいため、社外取締役候補者としております。
6. 候補者漆沢祐樹氏は、複数法人の代表を務めるなど、豊富な経験と幅広い知見を有しておられることを当社の経営に活かして頂きたいため、社外取締役候補者としております。
7. 候補者海野翼氏は、ベンチャー企業の代表を務めるなど、豊富な経験と幅広い見識を有しておられることを当社の経営に活かして頂きたいため、社外取締役候補者としております。
8. 候補者張家濱氏は、中国で小売業の総経理を務めるなど、中国の市場や販売について、豊富な経験と幅広い知見を有しておられることを活かし、当社において、主に、中国国内での生産や販売に関して、幅広いご意見を頂けることを期待しております。

9. 候補者漆沢祐樹氏は、複数法人の代表経験者としての豊富な経験と知見を有しておられることを活かし、当社において、主に、新規事業の推進や会社経営に関して、幅広いご意見を頂けることを期待しております。
10. 候補者海野翼氏は、ベンチャー企業の代表者としての豊富な経験と知見を有しておられることを活かし、当社において、主に、新規事業の推進や会社経営に関して、幅広いご意見を頂けることを期待しております。

### 第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

本總會終結の時をもって、監査等委員である取締役大倉宏治氏は任期満了となりますので、監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
おおくら こうじ 大倉 宏 治 (1971年8月22日生)	1992年10月 朝日新和会計社 (現有限責任あずさ監査法人) 入所 1996年11月 朝日アーサーアンダーセン株式会社入社 2002年9月 トーマツコンサルティング株式会社入社 2008年10月 株式会社GLOBAL設立 代表取締役就任 (現任) 2018年7月 株式会社新日本機能食品監査役就任 (現任) 2020年6月 当社取締役 (監査等委員) 就任 (現任)	—

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、大倉宏治氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める額であります。なお、同氏の選任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
3. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる、役員等としての職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる株主代表訴訟、会社訴訟、第三者訴訟などに係る法律上の損害賠償金、争訟費用等の損害を填補することとしております。ただし、故意又は重過失に起因する損害賠償請求は、填補されません。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

(ご参考) 株主総会後の取締役のスキルマトリックス

本招集ご通知記載の候補者を原案どおりご選任いただいた場合の取締役会のスキルマトリックスは以下のとおりとなります。

氏名	当社における地位	取締役が特に有する専門性・経験					
		経営	営業	財務	法務	労務	中国
石垣 裕義	代表取締役会長	●	●	●			
小西 一幸	代表取締役社長	●		●			
辛 澤	取締役	●	●				●
佐々木 智雄	取締役	●	●				
張 家濱	取締役	●	●				●
漆沢 祐樹	社外取締役	●					
海野 翼	社外取締役	●					
大倉 宏治	取締役 (監査等委員)	●		●			
穴井 克宜	社外取締役 (監査等委員)	●			●		
山田 長正	社外取締役 (監査等委員)	●			●	●	

(注) 上記一覧表は取締役の有する全ての専門性・経験を表すものではありません。

#### 第4号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人である仁智監査法人は、本総会終結の時をもって任期満了となること及び、2022年1月21日付で公認会計士・監査審査会より金融庁長官に対して同監査法人について公認会計士法第41条の2の規程に基づく勧告があったことを受けて、同監査法人を再任しないこととし、新たな会計監査人の選任をお願いするものであります。会計監査人候補者は、次のとおりであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の決定に基づいております。

監査等委員会が監査法人まほろばを候補者とした理由は、同監査法人の規模、品質管理体制、独立性及び専門性等を総合的に勘案した結果、適任と判断したためであります。

名 称	監査法人まほろば
主たる事務所の所在地	東京都港区虎ノ門3丁目8番25号 近鉄虎ノ門ビル
沿 革	2008年6月 設立 2010年4月 上場会社監査事務所部会 登録完了
構成人員	代表社員・社員 7名 公認会計士 15名 その他 2名 合計 24名 (2021年12月末現在)

以 上



(提供書面)

## 事業報告

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 当連結会計年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置が断続的に実施されたことにより、不安定な状況が続きました。更に米中貿易摩擦やロシアによるウクライナ侵攻による戦争状態の勃発などもあり、資源や食品の価格が世界的に高騰するなど、先行き不透明な状況が続いております。

食品業界はこれらの影響により、外食産業や業務用商品を中心に値上げや不安定な業況がまん延し、インターネット通信販売業界も予断を許さない状況が続いております。

このような環境の中で当社グループは、前連結会計年度末に実施した第三者割当増資により新たな役員が経営陣に参画、加えて2月に実施した第三者割当増資により新たな資金を得て、新規事業やM&Aの検討を開始したものの、当連結会計年度においては、既存事業の抜本的な見直しや新規事業等の展開にまでは至りませんでした。

その結果、売上高2,412,075千円（前連結会計年度比13.8%減）、営業損失106,436千円（前連結会計年度は営業損失94,367千円）となりました。営業外損益は、第三者割当増資に伴って営業外費用として株式交付費9,616千円を計上したこと等により、経常損失118,830千円（前連結会計年度は経常損失138,390千円）となりました。最終損益は、特別損失として投資有価証券売却損26,931千円及び投資有価証券評価損9,628千円を計上したこと等により親会社株主に帰属する当期純損失158,179千円（前連結会計年度は親会社株主に帰属する当期純損失108,501千円）となりました。

また、単独の業績につきましては、売上高292,590千円（前期比1.7%増）、営業損失108,994千円（前事業年度は営業損失78,229千円）、経常損失124,195千円（前事業年度は経常損失135,567千円）となりました。なお、ビーフジャーキーを製造する中国生産子会社において、事業採算の悪化が続き債務超過が拡大していることに加え、為替相場や資材価格高騰、中国の新型コロナウイルス感染に関する状況等を鑑み、関係会社事業損失引当金の積み増しが避けられないと判断し、特別損失として関係会社事業損失引当金繰入を46,000千円計上したことから、最終損益は当期純損失172,016千円（前事業年度は当期純損失146,437

千円) となりました。

なお、「収益認識に関する会計基準」等を当連結会計年度の期首から適用し、前連結会計年度について連結計算書類への遡及適用を行い、遡及処理後の数値で当連結会計年度の比較・分析を行っております。

セグメントの業績は次のとおりであります。

・飲料事業

飲料事業においては、麦茶は通期で微増となったものの、前連結会計年度において好調であった杜仲茶で反動減が生じたことを中心に、ごぼう茶も競争力の低下を払しょくできなかったことなどを理由に、麦茶以外の全ての商品が減収となり、損益面でも販売数量の低下は、採算の悪化にもつながりました。

これらの結果、売上高102,451千円（前連結会計年度比4.3%減）、営業損失6,766千円（前連結会計年度は営業損失1,076千円）となりました。

・珍味事業

珍味事業のビーフジャーキーは、OEM供給は増収、自社ブランド商品は減収で国内向け販売は微減となりましたが、当連結会計年度から開始した中国国内市場向け販売が好調で、珍味事業合計では大幅な増収となりました。しかし、主要原料である牛肉価格の世界的な高騰が続いたほか、円安も加速したことが採算を大幅に悪化させました。

これらの結果、売上高234,223千円（前連結会計年度比30.2%増）、営業損失18,637千円（前連結会計年度は営業損失4,379千円）となりました。

・インターネット通信販売事業

インターネット通信販売事業においては、採算改善を図る活動が結実してきたものの、そのために外部委託業務の削減を行ったことによるリソース不足等により、売上高は減収となってしまっており、利益率は改善したものの絶対的な利益額は減益となっております。

これらの結果、売上高2,060,968千円（前連結会計年度比17.5%減）、営業利益22,298千円（前連結会計年度比10.2%減）となりました。

・その他

その他の事業においては、サプリメント商品の売上計上や、だしのもとの好調による増収があったものの、ナルトの販売を当連結会計年度に終了したことや、サプリメント商品による大きな利益計上はなかったことから、売上高14,433千円（前連結会計年度比390.8%増）、営業損失6,098千円（前連結会計年度は営業利益61千円）となりました。

事業別の売上状況

(単位 千円)

品 目	売 上 高	構 成 比	前 期 比
飲 料 事 業 麦 茶 ・ 健 康 茶	102,451	4.2%	95.7%
珍 味 事 業 ビ ー フ ジャ ー キ ー	234,223	9.7	130.2
インターネット通信販売事業 インターネット通信販売	2,060,968	85.5	82.5
そ の 他 乾 燥 ナ ル ト ・ だ し の も と	14,433	0.6	490.8
合 計	2,412,075	100.0	86.2

② 設備投資の状況

特記すべき事項はありません。

③ 資金調達の状況

2022年2月3日に新株式を発行し、345,866千円を資金調達いたしました。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

特記すべき事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

特記すべき事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

特記すべき事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

特記すべき事項はありません。

## (2) 財産及び損益の状況

### ①企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	期 別	第62期	第63期	第64期	第65期
		2019年3月期	2020年3月期	2021年3月期	(当期) 2022年3月期
売 上 高 (千円)		2,667,052	2,574,462	2,798,438	2,412,075
経 常 損 益 (千円)		△219,207	△151,204	△138,396	△118,830
親会社株主に帰属する当期純損益 (千円)		△315,195	△476,999	△108,501	△158,179
1株当たり当期純損益	円 銭	△49.09	円 銭 △68.21	円 銭 △15.28	円 銭 △13.30
総 資 産 (千円)		1,451,967	755,815	1,082,693	1,012,897
純 資 産 (千円)		160,207	△286,880	45,337	252,948
1株当たり純資産額	円 銭	23.72	円 銭 △40.78	円 銭 3.96	円 銭 17.70

- (注) 1. 第62期は、インターネット通信販売事業会社の業績が通期で寄与することとなったことから大幅な増収となりましたが、赤字となりました。
2. 第63期は、特別損失として減損損失や過年度決算訂正関連費用の計上されたことにより、大幅な赤字となりました。
3. 第64期は、インターネット通信販売事業が増収、増益となったものの、外食店舗事業で大幅な損失を計上したことから、赤字となりました。
4. 当期(第65期)の状況につきましては、前記「(1) 当連結会計年度の事業の状況」に記載のとおりであります。

### ②当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	期 別	第62期	第63期	第64期	第65期
		2019年3月期	2020年3月期	2021年3月期	(当期) 2022年3月期
売 上 高 (千円)		316,006	300,050	287,816	292,590
経 常 損 益 (千円)		△79,294	△76,982	△135,567	△124,195
当 期 純 損 益 (千円)		△101,874	△480,111	△146,437	△172,016
1株当たり当期純損益	円 銭	△15.87	円 銭 △68.70	円 銭 △20.62	円 銭 △14.47
総 資 産 (千円)		540,458	247,994	590,206	752,326
純 資 産 (千円)		372,669	△56,257	246,047	419,897
1株当たり純資産額	円 銭	55.17	円 銭 △8.14	円 銭 21.52	円 銭 29.38

### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

#### ① 親会社との関係

該当事項はありません。

#### ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
ウェイハン石垣食品有限公司	847千米ドル	100.0%	食品製造業
株式会社新日本機能食品	50,000千円	51.0%	インターネット通信販売事業

#### ③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

### (4) 対処すべき課題

当社は、当事業年度まで9期連続して当期純損失を計上していることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

当社としては、当該状況を早期に改善・解消すべく対処を行っております。

飲料事業及び珍味事業においては、ブランド露出拡大、新商品の投入や既存商品の刷新、新規取扱先の開拓を継続して行うほか、他社との協業によるダイバーシティーの促進等による営業活動の改善等により事業採算の改善を図ってまいります。

珍味事業においては、中国国内市場向けのビーフジャーキーが2021年4月から販売開始したことや、第三者割当増資の引受先や中国国籍を持つ取締役のコネクションを活かした事業活動を行ってまいります。

加えて2022年2月に実施した第三者割当増資で調達した資金を活かして、新規事業やM&A等に取り組んでまいります。

株主各位におかれましても、今後共一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

### (5) 主要な事業内容（2022年3月31日現在）

当社の事業は、主にその取り扱う製品・サービスから「飲料事業」及び「珍味事業」に分類しております。

「飲料事業」は、麦茶等の嗜好飲料及びごぼう茶・烏龍茶等の健康飲料を生産しております。「珍味事業」は、ビーフジャーキーを生産しております。

### (6) 主要な営業所（2022年3月31日現在）

本社 東京都千代田区飯田橋一丁目4番1号

（注）2022年3月をもって、成田空港工場を廃止いたしました。

## (7) 使用人の状況 (2022年3月31日現在)

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
7(6)名	△1(△1)名	48.6歳	15.4年

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は( )内に年間の平均人員を外数で記載しております。

## (8) 主要な借入先の状況 (2022年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社ゼンファンデックス	86,198千円
株式会社りそな銀行	20,623

## (9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の状況

### (1) 株式の状況 (2022年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 40,000,000株
- ② 発行済株式の総数 14,295,700株
- ③ 株主数 2,240名
- ④ 大株主(上位10名)

株主名	持株数	持株比率
辛澤	4,369千株	30.6%
CBHK S/A PBG CLIENTS SG	2,268	15.9
INTERACTIVE BROKERS LLC	1,421	9.9
MONEX BOOM SECURITIES (H. K.) LIMITED - CLIENTS' ACCOUNT	744	5.2
石垣裕義	696	4.9
リアルプラス有限公司	590	4.1
株式会社石垣共栄会	338	2.4
石垣靖子	209	1.5
BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES SINGAPORE /JASDEC/UOB KAY HIAN PRIVATE LIMITED	124	0.9
J. P. MORGAN SECURITIES PLC	122	0.9

(注) 持株比率は自己株式(1,779株)を控除して計算しております。

## (2) 新株予約権等の状況

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況(2022年3月31日現在)  
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。

## (3) 会社役員に関する事項

### ① 取締役の氏名等

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	石垣裕義	株式会社新日本機能食品取締役 ウェイハン石垣食品有限公司董事長
代表取締役社長	小西一幸	株式会社新日本機能食品代表取締役副社長
取締役	辛澤	株式会社ランニング代表取締役
取締役	小池聡	ベジタリア株式会社代表取締役社長
取締役	王智栄	中国消費品品質安全促進会副理事長
取締役	幹元慶	上海安美途融資租賃有限公司顧問
取締役(監査等委員)	大倉宏治	株式会社新日本機能食品監査役 株式会社GLOBAL代表取締役
取締役(監査等委員)	穴井克宜	株式会社トキハ理事
取締役(監査等委員)	山田長正	山田総合法律事務所代表

- (注) 1. 取締役小池聡氏、王智栄氏、幹元慶氏、穴井克宜氏及び山田長正氏は、社外取締役であります。
2. 取締役辛澤氏、小池聡氏、王智栄氏及び幹元慶氏は、2021年6月29日開催の第64期定時株主総会において取締役に選任されました。
3. 取締役(監査等委員)穴井克宜氏及び山田長正氏は、2021年6月29日開催の第64期定時株主総会において取締役(監査等委員)に選任されました。
4. 当社は取締役穴井克宜氏及び山田長正氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 当社は、監査等委員の監査・監督機能を強化し、取締役(監査等委員を除く)からの情報収集及び重要な社内会議における情報共有並びに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能にするため、財務及び会計に関する相当程度の知見を有する者として、大倉宏治氏を常勤の監査等委員として選定しております。
6. 取締役鈴木晃氏は任期満了、取締役(監査等委員)砂越豊氏及び早船光昭氏は辞任により、2021年6月29日開催の第64期定時株主総会終結の時をもって、退任いたしました。

### ② 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び監査等委員である取締役全員と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める額を責任の限度としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該契約は、被保険者が負担することになり、役員等としての職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる株主代表訴訟、会社訴訟、第三者訴訟などに係る法律上の損害賠償金、争訟費用等の損害を填補するものであります。ただし、故意又は重過失に起因する損害賠償請求は、填補されません。当該保険契約は、現職の取締役が再任された場合も引き続き被保険者に含まれることとし、新たに就任した取締役全員も被保険者として、2022年7月1日に契約の更新を予定しております。なお、当該保険の保険料は、取締役会の承認及び社外取締役全員の同意を踏まえ、会社が全額負担をしております。

④ 当事業年度に係る取締役の報酬等

イ. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針は、2021年3月31日開催の取締役会において決議しております。

当社の取締役の個人別の報酬等の内容は、個々の取締役の職責等を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とします。

取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数等に応じて、他社水準、当社の業績、従業員給与の水準等をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとします。会社は短期的な利益偏重になることなく、持続的な成長を図れる環境を構築していくことが重要と考え、取締役の報酬についても、業績連動報酬ならびに非金銭報酬等のように一時的な利益変動に連動させる報酬体系ではなく、すべて金銭による固定報酬とします。

ロ. 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2016年6月29日開催の第59期定時株主総会において年額36,000千円以内と決議しております（ただし使用人分給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は3名です。また、取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2020年6月26日開催の第63期定時株主総会において年額9,600千円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は3名（うち、社外取締役は2名）です。



#### ハ. 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役会の委任決議に基づき代表取締役会長である石垣裕義及び代表取締役社長である小西一幸が審議し、取締役（監査等委員を除く）の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。

その権限の内容は、各取締役（監査等委員を除く）の基本報酬の額としております。

これらの権限を委任した理由は、当社全体の状況を俯瞰しつつ各取締役（監査等委員を除く）の評価を行うには代表取締役が最も適しているからであります。

当該権限が適切に行使されるよう、代表取締役は監査等委員会の取締役報酬に関する意見陳述を踏まえて決定することとし、取締役会は決定プロセスを監督する等の措置を講じていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

#### ニ. 取締役の報酬等の総額等

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	7名 (3)	23,400千円 (4,200)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	5 (4)	4,440 (3,240)
合 計	12	27,840

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。  
2. 当事業年度末現在の人員は、取締役（監査等委員を除く）6名（うち社外取締役3名）、監査等委員である取締役3名（うち社外取締役2名）であります。上記の支給人員と相違しているのは、2021年6月29日開催の第64期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役（監査等委員を除く）1名、監査等委員である取締役2名（うち社外取締役2名）を含んでいるためであります。  
3. 取締役の報酬は、業績連動報酬等及び非金銭報酬等のように一時的な利益変動に連動させる報酬体系ではなく、すべて金銭による固定報酬としております。

#### ⑤ 社外役員に関する事項

##### イ. 重要な兼職の状況及び当社との関係

小池聡氏は、ベジタリア株式会社の代表取締役社長を兼職しております。

当社とベジタリア株式会社との間に重要な取引その他の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

・取締役会及び監査等委員会への出席状況

	取締役会		監査等委員会	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役 小池 聡	14回	100.0%	—	—
取締役 王 智 栄	8	57.1	—	—
取締役 幹 元 慶	10	71.4	—	—
取締役（監査等委員） 穴 井 克 宜	14	100.0	14回	100.0%
取締役（監査等委員） 山 田 長 正	14	100.0	14	100.0

- ・ 取締役会及び監査等委員会における発言状況並びに社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
  - a. 取締役小池聡氏は、複数の企業の創業や、経営者としての職務に当たられてきた豊富な経験と幅広い知見を有しておられることを活かした発言・提言を行っております。特に新規事業やM&Aの検討等に際しては積極的に意見を頂き、重要な役割を果たしております。
  - b. 取締役王智栄氏は、中国において役職員を歴任し、中国におけるビジネスに関して、豊富な経験と幅広い知見を有しておられることを活かした発言・提言を行っております。特に中国生産子会社の管理に関しては積極的に意見を頂き、重要な役割を果たしております。
  - c. 取締役幹元慶氏は、日本及び上海で企業を設立されるなど、日本及び中国におけるビジネスに関して、豊富な経験と幅広い見識・専門性を有しておられることを活かした発言・提言を行っております。特に新規事業やM&Aの検討等に際しては積極的に意見を頂き、重要な役割を果たしております。
  - d. 取締役（監査等委員）穴井克宜氏は、大分県警察の警察署長を歴任し、法令遵守に関して、豊富な経験と幅広い見識を有しておられることを活かした発言・提言を行っております。特に企業統治が法令に遵守する形で行われることの検討等に際しては積極的に意見を頂き、重要な役割を果たしております。
  - e. 取締役（監査等委員）山田長正氏は、長年にわたる弁護士としての職歴を通じた豊富な経験と幅広い見識・専門性を活かした発言・提言を行っております。特に従業員の雇用問題や各種契約締結等に際しては積極的に意見を頂き、重要な役割を果たしております。

#### (4) 会計監査人の状況

##### ① 会計監査人の名称

仁智監査法人

##### ② 報酬等の額

イ. 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 15,000千円

ロ. 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の

利益の合計額 15,000千円

(注) 1. 会計監査人の報酬等について監査等委員会が同意した理由は、会計監査人が提出した監査計画の妥当性や会計監査の職務遂行状況等について必要な検証を行った上で、当該報酬は相当、妥当であることを監査等委員会が確認できたことであります。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

##### ③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

##### ④ 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人は会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨の規定を定款第37条に設けておりますが、責任限定契約は締結しておりません。

##### ⑤ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その他必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき監査等委員会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## (5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

イ. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

業務の執行が適正かつ健全に行われるため、取締役会は実効性のある内部統制システムの構築と法令遵守体制の確立に努める。

また、必要に応じて各担当部署において指針・ガイドラインの策定、研修の実施を行うものとする。

ロ. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

その保存媒体に応じて適法・適切に保存及び管理を行う。

ハ. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

代表取締役を筆頭として「内部統制の評価・報告」を行い、リスク管理及び法令遵守を徹底し、リスクが顕在化することを防止するとともに、リスクの軽減を図る。

また、大規模自然災害に備え、社員の安全確保・事業活動の継続・社会貢献に対する強化・推進を図る。

ニ. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は原則月1回開催し、法令及び定款に定められた事項並びに経営に関する重要事項について審議・決定を行うとともに、必要に応じて臨時に取締役会を開催することにより、迅速かつ適切な意思決定に努めるものとする。

業務執行については、組織規程に定める職務分掌、各職位の職務権限等の規程に則り、それぞれの決裁権限及び責任、手続きの詳細について定める。

ホ. 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

関連会社規程に基づき、業務執行報告会議等を開催し経営管理を行うものとする。

また、企業集団においても、当社の企業倫理規程、リスク管理規程に基づき指導を行う。

ヘ. 監査等委員の職務の執行を補助すべき取締役及び使用人に関する体制と当該取締役及び使用人の他の取締役からの独立性に関する事項

監査等委員がその職務を補助すべき取締役及び使用人を置くことを求めた場合においては、その要請に応じ、監査等委員会と協議のうえ職務を補助すべき取締役及び使用人を任命することとする。また、その異動につい

ては監査等委員の意見を徴しこれを尊重するものとする。

- ト. 取締役及び使用人が監査等委員に報告をするための体制、その他の監査等委員への報告に関する体制及び監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制

内部監査担当部署の担当役員または使用人は、監査等委員に対し定期的に内部監査の実施状況を報告する。また、監査等委員は必要に応じて随時報告を要請することができる。

内部統制評価制度の適切な運用を維持することにより、法令違反その他のコンプライアンス上の問題について監査等委員への適切な報告体制を確保するものとする。

なお、取締役及び使用人は当社の業務または業務に影響を与える重要な事項について監査等委員に随時報告するものとする。また、監査等委員はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。

- チ. 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の適正性を確保するため、必要な内部統制体制を構築・整備・運用する。

- ② 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要につきましては、取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制等について、取締役及び監査等委員が取締役会においてその取り組みや運用状況について確認し、担当する役員及び使用人が外部講習会などで適宜修得した情報等も参考にしながら、活発な意見交換によって審議、監督、点検、見直し、検討等を継続的に行うことで、その適正性等を効果的に確保しております。

## (6) 会社の支配に対する基本方針

当社は現在、特別な買収防衛策は導入しておりませんが、今後も引き続き社会情勢等の変化を注視しつつ弾力的な検討を行ってまいります。

## (7) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、創業以来一貫して株主への利益還元を重要な課題のひとつと考えて事業の経営にあたっており、当期純利益の額に応じた一定水準の配当を行っていく方針でございます。当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としており、「取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。」旨を定款に定めております。

これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

当事業年度の配当につきましては、当期純損失を計上していることから、無配とすることといたしました。

## 連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>資 産 の 部</b>		<b>負 債 の 部</b>	
<b>流 動 資 産</b>	<b>984,265</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>449,694</b>
現金預金	522,682	支払手形及び買掛金	192,691
受取手形及び売掛金	175,628	1年内返済予定の長期借入金	192,035
商品及び製品	154,644	短期借入金	19,100
原材料及び貯蔵品	11,339	リース債務	1,590
その他	120,025	未払法人税等	6,914
貸倒引当金	△55	賞与引当金	2,670
<b>固 定 資 産</b>	<b>28,631</b>	未払金	11,628
有形固定資産	461	その他	23,063
建物及び構築物	0	<b>固 定 負 債</b>	<b>310,254</b>
機械装置及び運搬具	0	長期借入金	307,903
土地	0	リース債務	2,351
その他	460	<b>負 債 合 計</b>	<b>759,949</b>
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>3,611</b>	<b>純 資 産 の 部</b>	
ソフトウェア	3,611	<b>株 主 資 本</b>	<b>247,066</b>
その他	0	資 本 金	989,102
<b>投資その他の資産</b>	<b>24,558</b>	資 本 剰 余 金	742,395
投資有価証券	8,004	利 益 剰 余 金	△1,483,648
その他	16,554	自 己 株 式	△782
		その他の包括利益累計額	5,881
		為替換算調整勘定	5,881
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>252,948</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>1,012,897</b>	<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>1,012,897</b>

(注)記載金額は千円未満切り捨てで表示しております。

## 連結損益計算書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	2,412,075
売上原価	1,620,952
売上総利益	791,123
販売費及び一般管理費	897,559
営業損失	106,436
営業外収益	10,953
営業外費用	23,347
経常損失	118,830
特別損失	
投資有価証券売却損	26,931
投資有価証券評価損	9,628
税金等調整前当期純損失	155,389
法人税、住民税及び事業税	2,789
当期純損失	158,179
親会社株主に帰属する当期純損失	158,179

(注)記載金額は千円未満切り捨てで表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	816,169	569,462	△1,325,469	△782	59,379
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行	172,933	172,933			345,866
親会社株主に帰属する当期純損失(△)			△158,179		△158,179
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	172,933	172,933	△158,179	—	187,687
当 期 末 残 高	989,102	742,395	△1,483,648	△782	247,066

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計	
当 期 首 残 高	△31,710	17,668	△14,041	45,337
当 期 変 動 額				
新 株 の 発 行				345,866
親会社株主に帰属する当期純損失(△)				△158,179
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	31,710	△11,786	19,923	19,923
当 期 変 動 額 合 計	31,710	△11,786	19,923	207,610
当 期 末 残 高	—	5,881	5,881	252,948

(注)記載金額は千円未満切り捨てで表示しております。



## 連結注記表

### (1) 継続企業の前提に関する注記

当社グループは、当事業年度まで9期連続して親会社株主に帰属する当期純損失を計上していることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

当社グループとしては、当該状況を早期に改善・解消すべく対処を行っております。

飲料事業及び珍味事業においては、ブランド露出拡大、新商品の投入や既存商品の刷新、新規取扱先の開拓を継続して行うほか、他社との協業によるダイバーシティの促進等による営業活動の改善等により事業採算の改善を図ってまいります。

珍味事業においては、中国国内市場向けのビーフジャーキーが2021年4月から販売開始したことや、第三者割当増資の引受先や中国国籍を持つ取締役のコネクションを活かした事業活動を行ってまいります。

加えて2022年2月に実施した第三者割当増資で調達した資金を活かして、新規事業やM&A等に取り組んでまいります。

しかし、これらの施策は実施途上であり、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、連結計算書類は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を連結計算書類には反映しておりません。

### (2) 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### 1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 7社

主要な連結子会社の名称

株式会社新日本機能食品、ウェイハン石垣食品有限公司、

株式会社L I V E O C O M M E R C E

なお、株式会社L I V E O C O M M E R C Eについては、新規設立に伴い、当連結会計年度より連結子会社に含めることいたしました。

#### 2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

#### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、株式会社新日本機能食品の決算日は7月31日であります。

連結計算書類の作成に当たっては、連結会計年度末日で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

ウェイハン石垣食品有限公司の決算日は12月31日であります。

連結計算書類の作成に当たっては、同事業年度末日現在の計算書類を使用しており、連結会計年度末日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

#### 4. 会計方針に係る事項

##### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

###### ① 有価証券の評価基準及び評価方法

・ 其他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

###### ② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

・ 商品及び製品、原材料及び貯蔵品

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

##### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

###### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法によっております。

###### ② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

###### ③ リース資産

（所有権移転外ファイナンス・リース取引によるリース資産）

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

（所有権移転ファイナンス・リース取引によるリース資産）

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

##### (3) 重要な引当金の計上基準

###### ① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

###### ② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支払に充てるため、将来の支給見込額を計上しております。

##### (4) 収益及び費用の計上基準

商品又は製品の販売に係る収益は、主に卸売又は製造等による販売であります。当該商品又は製品の収益の認識時点は、主として出荷時点で認識しております。

### (3) 会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。これにより、従来は販売促進費として販売費及び一般管理費に計上していた売上割戻金額を売上高から控除する方法に会計処理を変更しております。当該会計方針の変更は、原則として遡及適用しております。なお、利益剰余金の当期首残高に対する影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

### (4) 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、ありません。

### (5) 連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 258,381千円
2. 担保に供している資産及び担保に係る債務
  - (1) 担保に供している資産  
定期預金 10,000千円
  - (2) 担保に係る債務  
長期借入金 54,000千円

### (6) 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数  
普通株式 14,295,700株
2. 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項  
該当事項はありません。
3. 当連結会計年度の末日における当社が発行している新株予約権の目的となる株式の数  
該当事項はありません。

## (7) 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的かつ安全性の高い預金等に限定する方針であります。デリバティブ取引は行っておりません。また、事業活動を行っていく上で必要な運転資金については銀行等からの借入により調達しております。

#### ② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが3か月以内の支払期日であります。

借入金は運転資金であり、支払金利の変動リスクに晒されております。

#### ③ 金融商品に係るリスク管理体制

##### a. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）

当社は、営業債権について、各事業部門における担当者が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

##### b. 市場リスク（市場価格の変動リスク）

投資有価証券は、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

##### c. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）

各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

##### d. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、現金は注記を省略しており、預金、受取手形及び売掛金、支払手形及び買掛金、未払金並びに短期借入金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
投資有価証券 その他有価証券	8,004	8,004	—
資産計	8,004	8,004	—
長期借入金 (※)	499,939	462,174	37,764
負債計	499,939	462,174	37,764

(※) 1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(8) 1株当たり情報に関する注記

- |               |        |
|---------------|--------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 17円70銭 |
| 2. 1株当たり当期純損失 | 13円30銭 |

(9) 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報

「会計方針に係る事項に関する注記」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(10) 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## 貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>資 産 の 部</b>		<b>負 債 の 部</b>	
<b>流 動 資 産</b>	<b>739,402</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>69,506</b>
現 金 預 金	446,925	支 払 手 形	3,810
受 取 手 形	152	買 掛 金	7,679
売 掛 金	41,569	1年内返済予定の長期借入金	15,249
商 品 及 び 製 品	27,982	役 員 短 期 借 入 金	19,100
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	4,034	賞 与 引 当 金	1,225
前 渡 金	131,996	未 払 金	10,954
そ の 他	86,742	未 払 費 用	1,331
<b>固 定 資 産</b>	<b>12,923</b>	前 受 金	101
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>0</b>	未 払 法 人 税 等	7,189
建 物	0	そ の 他	2,864
機 械 及 び 装 置	0	<b>固 定 負 債</b>	<b>262,922</b>
そ の 他	0	長 期 借 入 金	91,571
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>0</b>	関 係 会 社 事 業 損 失 引 当 金	169,000
<b>投 資 そ の 他 の 資 産</b>	<b>12,923</b>	そ の 他	2,351
関 係 会 社 株 式	9,800	<b>負 債 合 計</b>	<b>332,429</b>
差 入 保 証 金	2,610	<b>純 資 産 の 部</b>	
長 期 前 払 費 用	513	<b>株 主 資 本</b>	<b>419,897</b>
		資 本 金	989,102
		資 本 剰 余 金	742,395
		資 本 準 備 金	689,102
		そ の 他 資 本 剰 余 金	53,293
		<b>利 益 剰 余 金</b>	<b>△1,310,818</b>
		利 益 準 備 金	440
		そ の 他 利 益 剰 余 金	△1,311,258
		繰 越 利 益 剰 余 金	△1,311,258
		<b>自 己 株 式</b>	<b>△782</b>
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>419,897</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>752,326</b>	<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>752,326</b>

(注)記載金額は千円未満切り捨てで表示しております。

## 損益計算書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	292,590
売 上 原 価	245,429
売 上 総 利 益	47,161
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	156,155
営 業 損 失	108,994
営 業 外 収 益	1,486
営 業 外 費 用	16,688
経 常 損 失	124,195
特 別 損 失	
関係会社事業損失引当金繰入	46,000
税 引 前 当 期 純 損 失	170,195
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,820
当 期 純 損 失	172,016

(注)記載金額は千円未満切り捨てで表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金	
		資 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 計		そ の 他 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 計
2021年4月1日 残高	816,169	516,169	53,293	569,462	440	△1,139,242	△1,138,801
事業年度中の変動額							
新株の発行	172,933	172,933		172,933			
当期純損失(△)						△172,016	△172,016
株主資本以外の項目 の事業年度中の 変動額(純額)							
事業年度中の変動額合計	172,933	172,933	—	172,933	—	△172,016	△172,016
2022年3月31日 残高	989,102	689,102	53,293	742,395	440	△1,311,258	△1,310,818

	株主資本		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	
2021年4月1日 残高	△782	246,047	246,047
事業年度中の変動額			
新株の発行		345,866	345,866
当期純損失(△)		△172,016	△172,016
株主資本以外の項目 の事業年度中の 変動額(純額)			
事業年度中の変動額合計	—	173,849	173,849
2022年3月31日 残高	△782	419,897	419,897

(注)記載金額は千円未満切り捨てで表示しております。



## 個別注記表

### (1) 継続企業の前提に関する注記

当社は、当事業年度まで9期連続して当期純損失を計上していることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

当社としては、当該状況を早期に改善・解消すべく対処を行っております。

飲料事業及び珍味事業においては、ブランド露出拡大、新商品の投入や既存商品の刷新、新規取扱先の開拓を継続して行うほか、他社との協業によるダイバーシティの促進等による営業活動の改善等により事業採算の改善を図っております。

珍味事業においては、中国国内市場向けのビーフジャーキーが2021年4月から販売開始したことや、第三者割当増資の引受先や中国国籍を持つ取締役のコネクションを活かした事業活動を行っております。

加えて2022年2月に実施した第三者割当増資で調達した資金を活かして、新規事業やM&A等に取り組んでまいります。

しかし、これらの施策は実施途上であり、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、計算書類は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を計算書類には反映しておりません。

### (2) 重要な会計方針に係る事項

#### 1. 資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券の評価基準及び評価方法

・関係会社株式及び関係会社出資金

移動平均法による原価法

・その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

##### ② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

・商品及び製品、原材料及び貯蔵品

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法によっております。

##### ② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

- ③ リース資産（所有権移転外ファイナンス・リース取引によるリース資産）  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

### 3. 引当金の計上基準

#### ① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

#### ② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支払に充てるため、将来の支給見込額を計上しております。

#### ③ 関係会社事業損失引当金

関係会社の事業の損失に備えるため、関係会社に対する出資金額を超えて当社が負担することとなる損失見込額を計上しております。

### 4. 収益及び費用の計上基準

商品又は製品の販売に係る収益は、主に卸売又は製造等による販売であります。当該商品又は製品の収益の認識時点は、主として出荷時点で認識しております。

## (3) 会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。これにより、従来は販売促進費として販売費及び一般管理費に計上していた売上割戻金額を売上高から控除する方法に会計処理を変更しております。当該会計方針の変更は、原則として遡及適用しております。なお、利益剰余金の当期首残高に対する影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当連結会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

## (4) 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、ありません。

(5) 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 216,631千円  
2. 関係会社に対する資産は、次のとおりであります。  
前渡金 99,746千円

(6) 損益計算書に関する注記

- 関係会社との取引高  
営業取引による取引高  
仕入高 118,789千円

(7) 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式(株)	1,779	—	—	1,779

(8) 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は次のとおりです。

繰延税金資産

賞与引当金	428千円
未払事業税	1,643千円
減損損失	26,557千円
関係会社株式評価損	93,697千円
関係会社出資金評価損	28,245千円
関係会社事業損失引当金	51,747千円
繰越欠損金	190,179千円
その他	941千円
繰延税金資産小計	393,440千円
評価性引当額	△393,440千円
繰延税金資産合計	— 千円

(9) 関連当事者に関する注記

1. 親会社及び法人主要株主等

該当事項はありません。

2. 役員及び個人主要株主等

属性	会社等の名称又は氏名	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
					役員の兼任等	事業上の関係				
役員	石垣 裕義	—	当社代表取締役会長	(被所有)直接4.9	—	—	当社借入の被債務保証	106,821	役員短期借入金	19,100
役員及びその近親者	石垣 靖子	—	無職	(被所有)直接1.5	—	—	当社借入に対する担保の被提供	86,198	—	—

(注) 1. 当社は銀行借入に対して、代表取締役会長である石垣裕義及びその近親者である石垣靖子より債務保証又は担保提供を受けております。なお、保証料等の支払は行っておりません。

2. 石垣裕義からの借入金については、利息の支払いは行っておりません。

3. 子会社等

属性	会社等の名称	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	ウェイハン石垣食品有限公司	847千ドル	食品製造業	直接100.0	生産子会社	仕入	118,789	前渡金	99,746

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等については、市場価格及び総原価を勘案して、交渉の上、決定しております。

(10) 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 29円38銭

(2) 1株当たり当期純損失 14円47銭

(11) 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(12) 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月26日

石垣食品株式会社  
取締役会 御中

### 仁智監査法人

東京都中央区

指定社員 公認会計士 内藤 泰一  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 戸谷 隆太郎  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、石垣食品株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、石垣食品株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は当連結会計年度まで9期連続して親会社株主に帰属する当期純損失を計上していることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結計算書類は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結計算書類に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月26日

石垣食品株式会社  
取締役会 御中

仁智監査法人

東京都中央区

指定社員 公認会計士 内藤 泰一  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 戸谷 隆太郎  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、石垣食品株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第65期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は当事業年度まで9期連続して当期純損失を計上していることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。計算書類等は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は計算書類等に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上



# 監査等委員会の監査報告

## 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第65期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13 第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書、連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人仁智監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人仁智監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月30日

石垣食品株式会社 監査等委員会  
監査等委員 大 倉 宏 治 ㊞  
監査等委員 穴 井 克 宜 ㊞  
監査等委員 山 田 長 正 ㊞

(注) 1. 監査等委員穴井克宜及び山田長正は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上



## 第65期定時株主総会会場ご案内図

東京都千代田区九段北一丁目 8 番10号  
ベルサール九段 4階 Room 4  
(住友不動産九段ビル)



東京メトロ半蔵門線、都営新宿線  
九段下駅 5番出口より徒歩5分

東京メトロ東西線  
九段下駅 7番出口より徒歩3分

※駐車場のご用意はいたしておりませんので  
ご了承下さいますようお願い申し上げます。